

**資料 - 1**

第3回平取ダム地域  
文化保全対策検討会  
平成19年3月18日

## **第2回 平取ダム地域文化保全対策検討会**

### **議 事 要 旨 (案)**

**日 時：平成19年1月19日(金)**

**場 所：ふれあいセンターびらとり**

**北海道開発局室蘭開発建設部**

**沙流川ダム建設事業所**

## 第2回平取ダム地域文化保全対策検討会 議事要旨(案)

日 時： 平成19年1月19日(金)16:00~18:00

場 所： ふれあいセンターびらとり(北海道沙流郡平取町本町35番地1)

出席者：

委員	辻井 達一	財団法人北海道環境財団理事長〔座長〕
	檜野 公	平取町議会民主文教常任委員会委員長
	川奈野 惣七	社団法人北海道ウタリ協会平取支部支部長
	木幡 サチ子	平取アイヌ文化保存会理事
	木村 英彦	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	斉藤 憲章	平取町教育委員会教育長
	常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授
	中道 善光	平取町長
	鍋澤 保	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	西島 達夫	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	山田 喜代太	平取町議会議長

配布資料： ・第2回平取ダム地域文化保全対策検討会 会議次第  
・資料-1 第1回 平取ダム地域文化保全対策検討 議事要旨(案)  
・資料-2の1 平取ダム建設予定地における精神文化に関する現地踏査結果  
- 参加者の感想(抜粋) -  
・資料-2の2 平取ダム地域文化調査業務の概況  
・資料-3の1 先住民族の権利に関する国際連合宣言  
・資料-3の2 CBD・Akwe:Konガイドラインについて  
・資料-4の1 〔海外事例1〕ウルル・カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)  
・資料-4の2 中国・シブソンバンナ(西双版纳)生物圏保護区  
・資料-4の3 米国環境保全組織The Nature Conservancyによる  
自然と文化的遺産の保全・管理法-マヤ生物圏保護区での応用-  
・第1回平取ダム地域文化保全対策検討会 座席図

議 事： 1.開 会  
2.第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録の確認【資料-1】  
3.調査状況の報告 (1)現地踏査【資料-2の1】  
(2)平取ダム地域文化調査業務の概況【資料-2の2】  
4.話題提供 (1)国際的にみた先住民の権利と精神文化の位置づけ【資料-3】  
北海道大学大学院法学研究科 常本 照樹教授  
(2)海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介  
【資料-4】 事務局  
5.協 議 (1)精神文化の保全について  
6.閉 会

## 1. 開 会

### \*事務局

定刻となりましたけれども委員の方がまだ2名来ておりませんのでもう少しお待ち頂けないかと思  
います。よろしくお願いいたします。

只今から「第2回平取ダム地域文化保全対策検討会」を開催いたします。議題に入るまでの間、司会  
を務めさせていただきます沙流川ダム建設事業所の工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、会場の皆様にご利用がございました。携帯電話は、電源をお切りいただくか、マ  
ナーモードの設定をお願いいたします。

それでは早速議題にはいりたいと思いますので、辻井座長、ご進行の程よろしくお願いいたします。

### \*辻井委員長

皆さんそれぞれお忙しい所お集まり頂きましてありがとうございました。新年最初の会でございます  
から今年もどうぞよろしくと申し上げて始めたいと思います。

そこで今日の大まかなスケジュールですけれども前回の議事要旨の確認と、それから調査状況の報告、  
それに約20分程度と考えております。それから前々からこの検討会の目的といいますか、文化保全対  
策ということを考える上で精神文化について、ことに全体に申し上げたことが記憶にございますけれ  
ども、少し勉強すべきではないかというふうに思っていたので、いくつか今日は事例をあげて、それを少  
し勉強し直そうというふうにも考えてお集まりをいただきました。そこで今申しあげました精神文化の  
保全に関する話題提供というのを約40分程度と考えております。これが今日のメインだと思いた  
すが、その後で休憩をとって、全体で45分位協議をしたいと色々なご意見を伺いたい、あるいは質問を受け  
たいということにしようと思っております。それで、前からお知らせしている通り18時、午後6時を  
目途に閉会ということにしたいと思いたすから、どうぞそのおつもりでお考えをいただきたいと思いた  
す。

それでは議題2の第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事要旨の確認をしたいと思いたす。事務  
局をお願いいたします。

## 2. 第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録の確認【資料 - 1】

### \*事務局より、資料 - 1「第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録」について説明

### \*辻井委員長

今事務局が申しましたようにこちらは、前にお届けしてありましてお読み頂いているはずですが、もし  
改めて今、ご質問なりご意見がありましたら承ることにいたしますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。では今の議事要旨はこれをもって確認されたということで案をとって議事  
要旨ということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは次に3番目の調査状況の報告ということになりますが、(1)の現地調査と(2)の平取ダ  
ム地域文化保全調査業務の概況について、これも事務局から説明させていただきます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

### 3. 調査状況の報告

#### (1) 現地踏査【資料 - 2の1】

#### (2) 平取ダム地域文化調査業務の概況【資料 - 2の2】

**\*事務局より、資料 - 2の1「現地踏査」、資料 - 2の2「平取ダム地域文化調査業務の概況」について説明**

**\*辻井委員長**

今のご報告について何かご意見なりご質問なりございましたらどうぞ。ございませんか。

では私から伺いたいのですが、この資料2 - 2の4ページに調査状況の中で樹木の調査をやっているとありますが、100メートル区画ごとというのはどういう区画ですか。

**\*事務局**

延長が1500メートルですので、1500メートルを100メートルごとにと言うことです。

**\*辻井委員長**

要するに区切ったということですか。

**\*事務局**

そうです。

**\*辻井委員長**

区切ってその幅はどのようなのですか。

**\*事務局**

幅は30メートル程度になっております。場所、場所によって変わりますが、大まかに幅30メートル、延長100メートルです。

**\*辻井委員長**

その中に含まれる樹木だということですか。

**\*事務局**

そういうことです。

**\*辻井委員長**

この樹木の調査の場合には、樹径という言葉ではなくて「胸高直径」という言葉を使うんです。

**\*事務局**

申し訳ありません。

**\* 辻井委員長**

胸高で測るので。これはきちんと書いておいた方がよいのではないですか。

**\* 事務局**

はい。申し訳ありません。勉強不足でした。

**\* 辻井委員長**

胸高直径(むねだかちょうけい)と書いて「きょうこうちょうけい」と読みます。それから樹高は読んでないのですか。木の高さです。

**\* 事務局**

樹高は読んでおりません。

**\* 辻井委員長**

これ本当は要るのです。

**\* 事務局**

次年度以降その調査をしたいと思っております。

**\* 辻井委員長**

木の高さと、それから胸高直径が両方ないと。ちょっと調査の前に相談して頂くと良かったと思います。

それでは他にございませんか。

今、調査している工事箇所というのは、この調査が終わり次第、具体的にも6月位から始まるということによろしいのでしょうか。

**\* 事務局**

それは工事がということでしょうか。

はい工事がということ、付け替え道路です。

**\* 事務局**

今の予定は、6月頃ということよりも、私どもとしましては19年度中にということ考えておまして、現実的に6月頃というのはそれよりもずっと遅くなるだろうと想定はしております。いつ頃というのは今後の作業の状況によって変わって思ってください。

分かりました。その着工する前にいろいろこちらの方から要望や意見を言いたいので、いつ頃になるのか確認をしたかっただけです。

**\*辻井委員長**

よろしいですか。他にどうでしょうか。ございましたらどうぞおっしゃってください。

では、ご質問ご意見が無いようですから、そこまでということにいたします。どうもありがとうございました。事務局の方、それから調査をやって下さった調査班の方々どうもありがとうございました。また後で、まだ調査中というのでしょうか、とりまとめ中の分もあると思いますから、またそれができたら是非お聞かせ下さい。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次の議題の4にはいりたいと思います。いわば今日の一番の目玉ということなんですけれども、最初に常本先生から「国際的に見た先住民の権利と精神文化の位置づけ」というテーマで話題提供をして頂きます。どうぞよろしく願いいたします。

**4. 話題提供**

**(1) 国際的にみた先住民の権利と精神文化の位置づけ【資料 - 3】**

北海道大学大学院法学研究科 常本 照樹教授

**\*常本委員（北海道大学大学院法学研究科 教授）**

それでは若干お時間頂きまして話題提供ということで現在この検討会の検討項目になっております、精神文化の問題につきまして国際的に今どのような動きがあり、どのように位置付けられているのかということをごく簡単にお話をしてみたいと思います。

今日の話の構成としましては、先ず一つは精神文化に関する先住民族の権利にはどのようなものがあるのかということについて、現在国連で検討されております、この先住民族の権利に関する国連宣言についてご紹介をしたいと思います。

それから更にそういった精神文化に関する権利に影響する事業が行われる場合にどのようなアセスメントがなされるべきかということについてAkwé:Konガイドラインというものができておりますので、これをご紹介したいと思います。更にそういったアセスメント等を経て、具体的にその保全措置が行われる場合にどのような保全措置ないし管理が行われるべきかということにつきましては、このユネスコとそれからIUCN、国際自然保護連合と訳されることが多いですが、そこでガイドラインを作っております。更に海外においては具体的な保全措置の事例というものもございますので、そういったことを学ぶ必要があるだろうということで、全体の構成としては、私がこれからお話をするのは主としてはこの二つでございまして、後の二つについては必要に応じて後程事務局の方からお話があるというふうに聞いております。

では最初にこの先住民族の権利に関する国連宣言と精神文化の問題についてお話をしたいと思います。この先住民族の権利に関する国連宣言につきましてはご承知の方がほとんどであろうかと思いますが、1980年代にこの先住民族作業部会で検討が始まって1994年に人権小委員会において採択されたという事になっているわけです。それで94年に人権小委員会で採択されたものはお手元に資料3の1ということで先住民族の権利に関する国際連合宣言というタイトルの付いた資料がお手元にあると思いますけれども、これが94年に採択された時点の宣言案の翻訳でございます。手島先生の手による翻訳ですが、これがその後もうワンランク、国連の組織の中で上がっていった人権委員会というところで1995年から検討が継続されてきたのです。元々この人権委員会というのは国連の中の経済社会理事会とかあるいは安全保障理事会といった理事会の中の一つで、安全保障理事会はいわゆる日本が理

事になるとかならないとかいうことで、近年いろいろ話題になっている、いわゆる安保理と略称される組織ですけれども、それと同じランクで経済社会理事会というものがあって、この中で経済問題、社会問題、人権問題そういったものが検討されているわけです。そしてその中でも特に人権問題を専門的に検討する委員会として人権委員会というのがあって、そこで95年からこの宣言案の検討というのが行われていたわけですが、実はこの人権委員会そのものが2006年3月、去年の3月に組織が変わりまして人権委員会というものは廃止して、その代わりに新しく人権理事会というものが設けられることになったわけです。その背景には色々事情があると言われてはいますが、この人権委員会というのが過度に政治的な組織になってしまっただけで人権に関して十分な活動ができないとか、あるいはメンバー国が多すぎて十分な審議ができないとか、色々な問題がかねてから指摘されておりました、更に人権問題が大変重要になってきたということも併せて考えて、いわば安保理とか経済社会理事会と同じランクの高いランクの組織として人権理事会というのを新しく作るということになって、昨年2006年の3月から活動を開始しているわけです。その人権理事会の中で、この人権委員会を行っていた国連宣言案の検討というのが継続されることになったのですが、その中で去年の6月29日にこの宣言案というのが採択されるということになったのです。その際、この下に30:2:12と書いているのはその時の賛成:反対:棄権の数ですけれども、この人権理事会を構成している国のうち30カ国が賛成、2カ国が反対、この2カ国はロシアとカナダですが、そして12カ国が棄権ということでした。これが80年代から20年位近く掛けてようやく人権理事会のレベルまでできて採択されたということで大変注目を集めたわけですが、その時点では去年の12月に予定されていた国連総会で最終的に採択されるのではないかという期待もあったわけですが、実際のところ30対2、賛成が30、反対が2カ国しかないということでもあったわけですから、そういう期待が高まっていたわけですが、ちなみにこの時日本政府はこの人権理事会のメンバー国として、この30カ国、すなわち賛成をした国の中に日本は入っております。但し自決権とそれから集団的権利の部分については留保するという若干条件は付けておりましたが、原則的には賛成するという賛成国の中に日本は入っておりました。ところがこの人権理事会で採択された案が、いよいよ去年の末になって国連総会に上がってきて、「さてどうなるかと」ということになったのですが、国連総会という組織は実はすぐ本会議で全てを決めてしまうというのではなくて非常に数多くの決議案というのが国連総会に掛かるものですから、前もって中身を整理する為に第1から第6までの6つの委員会というのが設けられておりました、そこで先ず検討してその委員会をパスすれば本会議にいて、本会議でもう一回パスすれば最終的に総会の決議になるという仕掛けになっています。この第3委員会というのは第1から第6まである委員会のうちもっぱら人権問題とか社会問題を扱うというふうにされている委員会でございます。この先住民族の権利に関する国連宣言案は第3委員会にかけられまして、そして総会で採択すべきかどうかということが検討されたのですが、この11月28日というのはこの委員会の宣言案に対する扱いが決まった日付でございます。それでどうなったかということですが、この時、ナミビアという、これはアフリカの国の一つですけれども、ナミビアとそれから南米のペルーがそれぞれこの第3委員会として先住民族の権利に関する国連宣言案をどうすべきかについて提案をいたしました。

先にこっちから見ますとペルーの提案というのはこの国連宣言案は本会議で早期に採択すべきだと、とにかく今年度中に採択すべきだということを主張する案として、これについてはヨーロッパ諸国やラテンアメリカの国々の多くが支持しておりました。

ところが一方ナミビアというアフリカの国が提出した提案は、これは大変重要な内容の宣言であるか

ら、これは多数決で採択すべきではないとコンセンサスによる採択をすべきだと。このコンセンサスによる採択というのはどういうものかと言いますと、我々もしばしばやりますけれども、何か提案について反対はありませんか、それで反対の声が無いというのを見て反対の声が無いですから全員一致で賛成といたしますという、それがコンセンサスによる採択というもので、要するに全員一致の賛成というふうに言っても良いのですが、その全員一致で賛成されると、全員一致の賛成で採択されるということが見込めるようになるまでしばらくこの採択を延期すべきであると、つまり先ほど人権委員会の段階でも賛成30、反対2ということで実際反対していた国があったわけですし、また国連のこの第3委員会においても、それまでの様子を見てみると、どうも反対する国が出そうだということで、まだ反対する国が存在することが明らかな間は無理に採択をしないで全員一致で採択される見通しが立つまでは待つべきだというのがこのナミビアの提案であったわけです。

それともう一つは、実際この宣言案の内容を見ても、このそれぞれの国々の国内法との抵触する問題というのがまだいくつか残っていると、だからそういう国内法と抵触する問題についてはもう少し協議を継続すべきだということを主張しておりまして、要するに結果的には何を言っているかと言えば今年度中の採択はすべきではないと、更に協議を継続すべきであると、採択を延期すべきであるということを中心とした案ということになっていたわけでございます。こういった案についてはカナダ、それからオセアニアとまとめて書きましたが、具体的にはオーストラリアとニュージーランドです。それからアフリカ諸国がこの案を支持していたと。更に実際にはアメリカもこの案を後押ししていたというふうに言われておりますけれども、そういった国々が指示していたということで、それでそれぞれ決議を試みたところ、このナミビア案の方が賛成国が82、反対が67、棄権が25ということで、賛成多数ということでこのナミビア案が最終的に採択されたということになるわけです。したがってこの先住民族の権利に関する国連宣言というのは6月の時点での人権理事会が採択した時の期待に反して、国連総会での年度中のあるいは年度内の採択には至らなかったと。結局審議が継続するという形になったというのが現状であるわけです。ちなみに日本政府はこの時点では棄権25の中に日本政府は入っています。アメリカも棄権に回りました。

そうは言いながら、この1994年案、これはお手元にある資料3の1の人権小委員会が採択した案をここでは「1994年案」というふうに呼んでおりますけれども、それと「2006年案」というのは、2006年つまり昨年の6月に人権理事会が採択した案でございます。この人権小委員会が採択した案と昨年6月に人権理事会が採択した案で何か違いがあるかということを中心として確認しておきたいんですが、これは94年案は手島先生が翻訳をしておさっていますので、それをお手元にお配りしておりますが、この2006年案はまだ日本語の翻訳が公に出ておりませんので、今日はお手元にお配りできておりません。この後、必要に応じてご説明いたしますけれども、どういう点が違っているか、いないかと言いますと、まず形式上は94年案つまり人権小委員会の段階の案では全部で45の条文があったのですが、この人権理事会の時点で採択された案では1条増えて46条になっています。内容的に見ると、どういう点が違っているかという非常にラフに言えば人権だとかあるいは民主主義といったどちらかと言えば西欧的な価値観というもの強調される内容になっていると、それを強調するような条文が新しく追加されたり、あるいは94年段階からあった既存の条文が若干修正されて人権を重視するとか、民主主義を尊重するといった、そういった、いわば西欧的な価値観というものを強調する内容に若干方向をといいますが、修正されてきていると。それともう一つは既存の国際法を尊重するということが強調されるようになっているわけです。それで既存の国際法を尊重するということがどうい

意味があるのかといいますと、これは現実問題として例えば自決権の問題であるとか、土地に対する権利の問題であるとか、これまで世界の先住民族の多くが主張してきた先住民族の権利の少なからぬものが実はこの既存の国際法からいうと、それと上手く調和しない、マッチしないというところがあるのです。ですからこの既存の国際法を尊重するということを強調するということの実質的意味は、この先住民族が新たに主張するようになっている自決権とか集団的な権利そういったものを少し押さえるような効果を持つということになります。ただこういった問題があるにせよ、現在この検討会として注目をしている精神文化に関する条文には実質的な変化はないということには逆に注目はすべきであろうと思います。そして精神的文化を含めて文化的権利に関する諸規定全体についても実質的な変化はこの間にはあまり見られないということが言えますので、そういった意味ではこの精神文化を含めた文化的な権利に関する諸規定については一応の国際的なコンセンサスが先住民族のみならず諸外国、諸国家、国側・政府側、そちらの方ともこういったコンセンサスが成立しているというふうに考えて良いのではないかというふうに思うわけでございます。したがって今年更にこの先住民族の権利に関する国連宣言というものが継続して審議され、そして希望的には年内に採択されるということが考えられているわけですが、そうなった場合にも少なくともこういった精神文化を中心とする文化的な権利に関する諸規定については変化がないだろうと、変わらないまま採択されるのではないかというふうに期待されるということであるわけです。

それでは具体的にどういう条文が、この先住民族の権利に関する国連宣言の中に精神文化に関して入っているのかと言いますと、一番新しい2006年案にある関係規定を二つ見ておきたいと思うのですが、一つはこの11条というふうに書きましたが実際には先ほど既にここであまり変化がないというふうに言っている通り、この2006年案における11条というのは、この括弧内で旧12条と書いているのは、これは1994年案の12条という意味でございまして、お手元のこの資料3の1の第12条というところをご覧いただくと、ここに書いてあるのとほぼ同じことが書いてあるというふうに言うてよろしいという意味です。ちょっと後半の方が少し表現が変わっていますが実質的に言うていることはあまり変わりません。ですからお手元の94年案の12条をご覧いただくと新しい2006年案の11条の内容がほぼ分かるということなのです。

内容を見てみますと先住民族は彼あるいは彼女らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学のおよび歴史的な場所、加工品、文様、儀式、技術、視覚芸術および演じる芸術、そして文学といった、彼、彼女らの文化の過去、現在、未来の表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。

国家は、先住民の自由で事前かつ情報に基づく合意、いわゆるインフォームドコンセントというものです。それなしにあるいは彼らの法律、伝統および慣習に違反して取得した文化的、知的、宗教的および精神的な財産については、関係する先住民族と協力して開発した効果的な方法によって補償しなければならない。また場合によっては返還しなくてはならないということが規定されております。

つまりこういった文化的な伝統とか慣習を実践し、または再活性化する権利があるんだということなのです。そして逆に国家、国の側にはそういったものを尊重する義務があるのだということを規定しているというてよろしいかと思えます。

もう一つ見てみますと新しい2006年案でいう12条、1994年案でいう13条はこのような規定がありますが、先住民族は彼ら、彼女らの精神的および宗教的伝統、慣習そして儀式を表現し、実践し、発展させ、そして教える権利、彼、彼女らの宗教的および文化的な場所を維持し、保護し、そして

密かにそこに立ち入る権利、密かにというのは誰にも知られずという意味ですが、儀式用の物の使用と管理の権利、人間の遺骸や遺骨などの返還に対する権利を有すると。

国家は、保有する儀式用の物と人間の遺骸や遺骨へのアクセスおよび、あるいは返還を、関係する先住民族と協力して開発した公正かつ透明にして効果的な方法によって可能にするように努めなければならない。ここで特に注目されるのは、この先住民族には精神的および宗教的な伝統といったものを表現あるいは実践する権利があるのだと、そしてそういう宗教的あるいは文化的な場所を維持する、保護するそういう権利があるのだということが謳われているというのが、我々の作業との関連でいうと注目すべきところではないかというふうに思われるわけです。

これが現在、議論されている国連宣言の中でとりわけ精神文化に関する、直接関連する規定として用意されているものということができます。

時間の関係で次に進みまして、このAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)ガイドラインである、つまりそういった精神文化に関する権利に関わるような開発が行われる場合には、こういったアセスメントを行うべきなのかということを決めているガイドラインを見ていきたいと思います。

Akwé:Kon(アグウェイ・ゲー)というのは全く耳なじみがない言葉で、そもそもこれが何でAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)なのかというのは大変、謎ですけども、どう見てもアクエ・コンではないかと思いますが、実はこれはカナダに住んでいるMohawk(モホーク)民族の言葉で森羅万象という意味だというふうに説明されています。それをMohawk(モホーク)民族の言葉ではAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)と発音するのだというふうに言われているわけでございます。

こういったものが策定された背景には何があるかと言いますと、これまでの先住民族のコミュニティーというのは自然資源が豊富にあり生物多様性を利用した持続可能性というものが維持されており、地域の環境と密着した文化を育んできたということが言えるわけです。いろんな資源が豊富にあり、また多様な生き物が生きていて、そしてそれが持続可能な形で利用されてきたと、そしてそれに基づいた文化が育まれてきたと言うことが言えるわけですが、しかしながらそういった地域が様々な開発の対象になるに伴って、先住民の伝統的な知識やあるいは観光といったものが失われるようになってこれが重大な関心事、懸案事項になってきたということが、このガイドラインが作られた背景にあるわけです。

ではそもそもこのガイドラインにはどういう特徴があるのかと言いますと、この先住民が伝統的に利用してきた聖地、聖なる土地やあるいは土地一般、聖なる土地かどうかにかかわらず土地一般、それから水域といったものが開発される場合にはこのガイドラインに従うべきだというふうに言われているわけです。その際には国や企業が、こういった開発を行うにあたって事前に影響評価をすべきだと、こういった事柄を包括的に決めたルールがこのAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)ガイドラインだということわけです。では、もともとAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)ガイドラインがどこからやってきたのかと言いますと、この根拠になっているのは、生物多様性条約という、これは最近大変注目されている条約で、例えば日本でも環境省のホームページを見れば、生物多様性条約に関する大変詳しい説明等もあり、日本もこの生物多様性条約を批准しているわけですが、2004年にこの生物多様性条約を結んでいる関係国にあたる国同士の、第7回目の締約国会議が開かれたのですが、そこで採択されたのがこのAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)ガイドラインなのです。ちなみにこのAkwé:Kon(アグウェイ・ゲー)ガイドラインそのものの内容、また一般的な説明は、お手元の資料の3の2にあります。これは田上麻衣子さんという方がお書きになった簡単な紹介と、ガイドラインの本体の翻訳が載せられているものの写しでございます。詳しくは後ほどこのお手元の資料をご覧くださいと思

いますが、ここでは要点だけを、かいつまんでお話ししたいと思います。そういった意味でこの A k w e : K o n (アグウェイ・グー) ガイドラインというのはもともと生物多様性条約から出てきたものだということが分かりますが、その性格として、法的な拘束力はない、という点が基本的なポイントだと思います。つまり、これはあくまでガイドラインであって、生物多様性条約を結んでいる国であったとしても、このガイドラインに従う法的な義務があるわけではないということなのです。もちろん先住民側は、これを作るにあたっては法的拘束力を持つ、すなわち締約国はそれを守る法的義務があるという形で作るべきだという主張もしていたのですが、なかなかそういったことを言い出すと、物事が先に進まないということもありまして、とりあえず法的拘束力のないガイドラインとして作ろうということでスタートしたのです。しかし、法的拘束力はないけれども、各国が国内法によってアセスメントを行うに当たって、そのアセスメントに関する法律あるいは規則を作る際に、モデルにするべきである、またそれを実施する際の手引きにするべきである、という位置づけになっております。内容としては先住民の聖なる土地、あるいは土地一般、あるいは水に関することを開発する際に考慮すべき様々な事項が定められているということでもあります。

内容をもう少し申し上げますと、この先住民の文化とか環境あるいは社会的な背景を考慮して開発をアセスメントをしなければいけない。それからアセスメントをするにあたっては国内法でもって具体的な定めを設けなくてはいけない。あるいは開発の規模、期間あるいは経済的な重要性やその性質などの状況に応じてアセスメントを行わなくてはいけないといったことが謳われております。ちなみに文化的影響アセスメントとは、どういう意味を持つものとして扱われているかというところと開発が先住民の価値観や慣習、それから地域環境、そういったものに及ぼす影響を評価することであったり、あるいは開発が及ぼす有益な影響と悪影響、つまりプラスとマイナスです。そういった物を調査するのが、このガイドラインでいうところの文化的影響アセスメントであるということが言えます。

もう一つは、アセスメントの対象になる神聖な場所というのはどういう物と考えられているのかと言いますと、国や先住民によって宗教的あるいは精神的に重要と見なされていて、そして伝統ないしは習慣に従って維持されてきている地域とかあるいは地勢、ですから山とか谷とか崖とかそういったものも含めて神聖な場所と、このガイドラインでは呼んでいるということになります。

そういった土地に、あるいは場所にかかる開発を行う場合には、そこに住んでいる先住民やあるいは利害関係者が、その関係する開発の全内容を事前に閲覧する、見ることができるようにしなくてはならない。つまり自分たちに関係がある開発の中身をきちんと見ることができる、知ることができるようになっていなくてはならないということがまず一つです。そして見た結果、その開発の内容とかそれからその問題に対する公開の協議をすべきであるということになるわけですが、その際には先住民側にその問題について、あるいは開発内容等について質問をし、その質問に答えてもらう。そういった権利があるのだということが謳われていたり、そういう質問に対しては開発する側がきちんと回答しなくてはならないということが謳われているわけでございます。

更に内容的なことをもう少し見てまいりますと、開発が一体どういう人々に影響を及ぼすのか、例えばどの先住民に、どういう住民に、どこにいる人々に影響を及ぼすのかということ、きちんと特定しなくてはならない。あるいは開発に対する先住民のアセスメントあるいは開発プロセス、つまり計画や実施に対して先住民がきちんと参加できるようにきちんと関係者を招かなくてはならない。そして、誰を招くか誰を招請するか、あるいは誰を参加させるかということを考えるにあたって、そういう考えるプロセスもきちんと公開してやらなくてはならない。あるいは開発を管理したり、あるいは監視した

りすること、それからそういった計画に対してアドバイスをすること。そういったことを行う委員会を作って、そしてその委員会に先住民族を含む当事者が参加しなくてはならないということです。つまり開発を開発する側に任せるのではなくて、それをコントロールしあるいは監視する、あるいはそれにアドバイスをする。そういった委員会を作ってそれに先住民族を含む当事者が参加できるようにしなくてはならないということであるわけです。

そのアセスメントの結果、このプラスの面を最大化してマイナスの面を最小化するということができるような開発をきちんとできるような計画を作らなくてはならない。つまりプラスの面を最大化しマイナスの面を最小化するような、そういう計画を作らなくてはならない。あるいは先住民族の安全とか、生態系の維持というものを前提とした開発をきちんとするような法的な責任者というものを明らかにしなくてはならないということも謳われております。

更に文化的アセスメントを行うにあたっては、文化の全ての側面に対する影響を考慮しなくてはならない。例えば文化遺産であるとか宗教であるとか信条および神聖な協議、慣行であるとか社会組織の形態であるとか、土地利用の様式を含む天然資源利用体系であるとか、文化的に重要な場所であるとか、文化的資源の経済的な価値や聖地、儀式、言語、慣習法体系、並びに政治的な構造、役割、および慣習等のこういった文化的な問題が包括的に全面的に考慮されることが必要だというふうに謳われているわけです。

こういった考え方に基づいて開発を行うわけですが、開発の最中に何か重要な文化的な遺跡であるとか、文化的な意義を持つものが発見された場合には、そのアセスメントをきちんと完了するまで発見された地域やその周辺での開発活動は一旦中止すべきであるということも謳われております。

アセスメントをするにあたって、この聖地あるいは関連する儀式あるいは祭礼等の活動に及ぼす影響を調べなくてはならないわけですが、その場所としては多くの聖地、あるいは必ずしも宗教的ではないにせよ、文化的な重要性を持つ地域あるいは場所を対象として、生物多様性の保全、および持続可能な利用、更には地域、社会の福祉が依存しているような天然資源の維持ということに関して重要な機能を有する、そういったアセスメントが行われなくてはならないということで、そのアセスメントをするにあたっては通過儀礼というのは先住民族では行われることが多いわけですが、そういう通過儀礼であるとか重要な儀式あるいは祭礼、そういったものに関して先住民族のプライバシーに対する文化的な配慮、あるいはそういったプライバシーの配慮の必要性、あるいはプライバシーの必要性、あるいは儀式そのものの必要性、そういったものを尊重しなくてはならない。また、そうするにあたって、その先住民族のコミュニティが日常的に行っているような出来事、行為、行動そういったものや、その他の活動を阻害しないようにアセスメントを行わなくてはならないということも謳われております。こういったアセスメントに基づいて開発をするにあたっては、こういった4つのポイントに留意しなくてはならないと言われているわけですが、第1は環境的なサービスに対してきちんと対価を支払わなくてはならないとか、あるいは安全な労働環境での雇用を作り出さなくてはならないとか、あるいは適切な費用を徴収することによる収入を配分しなくてはならないとか、あるいは中小規模の事業の市場へのアクセスと収入を創出することを図らなくてはならない。これは先住民族が関与している事業というのは多くの場合、規模が大変小さいものが多いわけであって、そういったものがきちんと市場にアクセスできるようにしなくてはならないというようなことが謳われているわけでございます。

こういった評価手続きは先ほど冒頭の方でも申し上げましたように、基本的には国内立法それぞれが国の国内法によって定められなくてはならないわけですが、しかし国内において勝手気ままに作って良

いということでは勿論ないわけで、このガイドラインも含めた国際的な義務といったものに矛盾しない内容の国内立法に従って評価手続きが行われなくてはいけないということが、その考慮事項の一つとして挙げられております。更に伝統的に占有または利用されてきた聖地・土地および水域並びに関連する生物多様性に対する先住民族の権利というものに対する配慮と、あるいは考慮というものが必要であるということも併せて謳われているわけでございます。

こういった内容を持つガイドラインが現在この生物多様性条約の下で作られているわけでございます。これに基づいて各国が先住民族の文化的な意義を持つ様々なもの、あるいは場所に関係がある開発を行う場合には、こういった内容に基づくアセスメントを経た上で行わなくてはいけないというふうなこの生物多様性条約に基づいて呼びかけられていると、そして各加盟国においてはこれを前提としたアセスメントを行うように国際的な流れができつつあるということでございます。

時間の関係でかなり急ぎ足で申し上げましたけれども、更に詳しい内容はお手元の資料3の1、及び3の2を後程ご覧いただければよろしいかと思っております。では私の話はここまで致しまして、次は事務局の方からおそらくお話があるのではないかと思います。

#### **\* 辻井委員長**

常本先生どうもありがとうございました。今のご説明についてのご質問もあるかと思っておりますけれども、これは後の協議の場でご質問があれば伺うということにいたします。どうもありがとうございます。そこで次に事務局から海外の先住民族に係る精神文化の保全に関する事例紹介ということでお願いいたします。柳さんお願いいたします。

### **(2) 海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介【資料 - 4】**

**\* 事務局 (日本グラウンドワーク協会 柳事業部長) より、資料 - 4 「海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介」について説明**

## **5. 協 議**

#### **\* 辻井委員長**

これから約40分位、6時までということで協議を始めますが、まず最初に今の説明をして頂きました二つのうち、最初に常本先生に「先住民族の権利に関する国連宣言」と精神文化ということと、それから加えて「生物多様性に関する条約」Akwé:Kon (アグウェイ・ゲー) ガイドラインということで、お話をさせて頂いて、ここから始めようと思っております。何か更に常本先生のお話に対してのご質問なりございましたらそこから承っていかうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

去年、決議されると言っていてそれが延びたと言われましたが、それは、次はいつまでということはないんですか。

#### **\* 常本委員**

実はこの先がどうなるのかというのは非常に不確定な要素が多くて、一つは最大な問題は先ほどご紹介

介したように昨年6月の人権理事会では可決されていたのに国連総会の第3委員会というところで審議が延期になってしまったということで、この人権理事会という組織とそれから国連総会の第3委員会というもっぱら人権を担当するとされてきた委員会の関係がそもそも整理されていないということが大きな問題の一つだと国連の中でも言われているようでございまして、これは人権理事会自体は去年の3月にできたばかりの組織ですから、それと国連総会の中の第3委員会との関係をどうするかというそういう組織的な整理が、恐らくこれから進んでいくのだらうと思います。つまり本来、人権理事会というのは先ほどご紹介したように経済社会理事会、安保理事会と同じレベルの理事会、非常に高いレベルの段階の組織なわけですから、その上にはもう総会しかないという、それだけ高いレベルのところであーケーとされていながら、普通そこでオーケーされれば、総会でパスするのは他のどんな問題でも常識的な扱われ方なのですけれども、それが今回そうならなかったというのは、やはりそういう組織間の調整というのが十分できていなかったということが一つあるのだらうと思います。ただ問題は仮にそれが整理されて、人権理事会と第3委員会との関係が仮に整理されたとしても、まだ当然ながら問題は残るわけで、その第3委員会が審議を延期した理由というのは、一つはコンセンサスによる採択ができるようになるまで慎重な審議を続けようということなのです。コンセンサスによる採択というのは先ほども申し上げたように「反対の人はいませんか」「いませんね、じゃ全員一致で」という話なので、反対をするメンバーがいる限りは結局採択できないということになるわけです。それで今回の流れを見てみるとカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカこの4カ国は非常にこの問題に対しては厳しいといえますか、良く言えば慎重な、一部の言い方を借りれば非常に堅い反対の姿勢を維持しているというふうに言われまして、とにかくこの4カ国がオーケーと言わない限り結局は採択の見通しはないというふうにも見られるわけで、つまり組織の問題と、それから採択方法というところでコンセンサスによる採択というふうになっている以上は反対者がいれば採択されないというあたりの問題が今後どうなるかということだらうと思います。今年もう一回同じく総会に提出されて審議されるということになるのかもしれませんが、予断は許さないとも言うしかないのかなという気がします。

#### \* 辻井委員長

先生ちょっと教えて頂きたいのですが、先ほどのAkwé:Kon(アグウェイ・グー)の説明の所で、経済的、一般的事項、経済的考慮というところに環境的サービスに対する支払いというのがありますが、のところに、これが私ちょっと良く分からないんですけども、これはどういう事なのでしょう。何のどこの、どっちがやる環境的サービスに対する支払い、誰がというのでしょうか、誰が誰に払うのだらうという事なのですけれども。

#### \* 常本委員

今のところに関する説明が載っているオリジナルの資料のところ場所を探しているのですが、基本的には環境に関するサービスというのは開発をする側ということになるのだらうと思いますけれども、そしてその関連するサービスの一環として経済的な価値のあるものが出てきた場合には、然るべき本来の持ち主に利益を配分すると還元するということを指しているのではないかと考えられますが、ちょっとその部分について説明する場所が見つかりましたら後程またお示ししたいと思います。

#### \* 辻井委員長

分かりました。何か他にご質問いかがでしょうか。それでは先生それは後でまた見つかりましたらお話しして頂くということにいたします。

それではその次の資料 - 4 です。柳さんの方から説明をしてもらった分ですけれども、ウルル・カタ・ジュタ国立公園とそれからマヤのがありました。それについてのご質問なりあるいはご意見なりというのがありましたら伺おうと思います。いかがでしょうか。

先程から常本先生、柳さんの事例の紹介とかいろいろ伺いました。それで私がかねがね十分関心を持っていたところでございますが、かってオーストラリアのエアーズロックは英語の地名ですが、それがやはり現地の原住民の方々のまさに精神文化を尊重するがゆえに彼らの言語のウルルに改称されたということは、私は非常に意味深いものだと思っております。それで今日お聞きした事例紹介を総合的に考えまして、ではこの平取においてダム関連になりますけれども、その時に例えばそういう文化遺産、一口に言いましてもこの精神文化というのは非常に多様でいろいろ深いものだと思いますから、それは精神文化を形ある物でどうするのか、現在ある物を精神文化の象徴として考えるのか、それはまた一方においては我々の民族としての考え方を結集して現在あるものを文化の象徴とするのか、または我々の気持ちの結晶と言いますか、何かの形のものを作るのか、あるいは、言うなれば祈りの場所を例えば一例ですが二風谷へ行くと、民族の政、チセとかいろいろありますけれども、それと全く同じという事かどうかはそれは私まだ分かりませんが、そういうことをいつどのようにということ私は今直ちに絞り込もうと思っていっているわけではないですけれども、それを十分検討してある物が象徴なのか、作る物か、そのことをこれから重大な課題として考えていったらなと私は個人的にそう思っております。

#### \* 辻井委員長

どうもありがとうございました。是非、さんだけではなくて皆さんもそういうふうに考えて頂けるといいと思います。私もこの検討委員会の目的というのはまさにそれにあるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

そこまで調べているかは分かりませんが柳さんに聞きたいのですけれども、このエアーズロックですか、もともとは観光客が入れましたよね。それが今規制されているということで、これは扱的に土地の所有権とか、そういうもというのはもともと観光客が勝手に入れる時はどうで、今がどういうふうになっているのかということちょっと知りたいのですけれども。

#### \* 辻井委員長

柳さんそういう細かいところまで分かりますか。

#### \* 柳事業部長（日本グラウンドワーク協会）

土地の所有の所は説明を飛ばしましたが、資料にレンジャーという右に2人の写真が出ている左側に Anangu (アナング) 民族の所有で99年間のリース契約ということで国立公園、国に貸しているという状態なのですけれども、今の観光につきましては別の者がお答えいたします。

**\* 吉開企画部研究員 (日本がラウドワーク協会)**

吉開と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

エアーズロック、ウルルの立ち入りのことについてですが、今でも観光客はエアーズロックを登ることはできます。但し別に法的とかそれに対して厳しいルールはございませんが、なるべく登らないようにAnangu (アナング) 民族はアピールしておりまして、定期的に特別な儀式がある時には、その時には一切立ち入り禁止になっております。

聞きたいのは、この土地は元々から民族のものだったということですか。

**\* 常本委員**

以前調べたことなので今必ずしも記憶が正確ではないのですが、オーストラリアの場合、先住民族の土地に対する権利というのは当初から認められていたわけではなくて法律上は、それが1990年でしたか(補足:1992年6月)、オーストラリアの最高裁判所が一変にマボ判決といわれている判決の中で、そのオーストラリアの土地に対する先住民族の権利についての一定の考え方を示したわけですが、一定の条件が認められる場合には先住民族の土地に対する権利を認めるという判決を出しまして、その翌年その判決に基づいて政府が先住権原法という法律を作りまして、それによってオーストラリアの土地のうち一定の条件を満たすものについては先住民族のその土地に対する所有権を承認するという事になったわけで、恐らくこのウルルもその範囲に入ってきて先住民族の土地というふうにそれ以降、法的にも承認されるようになったのであろうと思われませんが、但し所有権はそういう形で先住民族にいわば回復されたわけですが、しかし実際には先住民族の側は所有権は回復されたけれどもそれを今度は、いわば土地だけもらっても言ってみれば経済的なメリットが無いわけですから、その土地に対する権利は確保してその代わりそれを国に貸し付けることによって、その貸し付けたことによる経済的収入を確保するというやり方をとっているわけです。ここで言う99年間、国立公園にリースしているというのはそのことを指しているわけで、自分たちの土地なのだけれども自分たちだけでもっていたのではいわずにお金にならないので国に一旦その利用を認めるという形で貸して、そして国の側はそれを国立公園として活用することによって当然、国立公園として見に来る観光客から収入が入りますから、その収入が一旦国に入ったものが国を経て先住民族の側に流れてくるという、そういう形で先住民族にとってもメリットがあるようにシステムが出来上がっているというそういうことであらうと思います。

90年の前までは国のものであったということですか。

**\* 常本委員**

法的にはですね。オーストラリアという国の法律ではという意味ですけどもね。

**\* 辻井委員長**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。全部を通してということで結構です。今日の資料説明について。何かご意見なりご質問なりありましたらどうぞ。

今常本先生からお聞きしたことなのですが、ウルルのこともニュージーランドのマオリ族のロトルバという所がありますでしょう、あれとだいたい同じようなケースと考えてよろしいでしょうか。

**\* 常本委員**

誠に申し訳ないですが、ニュージーランドのロトルバの方は私、不勉強でよく知らないのですが、そちらについてはもしご存じでしたら逆に教えて頂きたいと思います。

いえ、よく分かりませんが、あそこは先住民のマオリ族の人たちがいろいろ関わってそれに貸しているのか観光でやっているのか自治権みたいなものをもっていて、そこで収入を上げているというふうには、ちらっと聞いたのですけれども。

**\* 常本委員**

一般的にオーストラリアに限らず他のこの広い意味での元イギリスの植民地であった国々においては先住民の土地というのは、権利上は一旦返還するけども実際の活用は国に任せて、国が活用して経済的収入を得ることによって、その経済的収入を先住民に戻すという、そういうやり方は割りと広く行われているだろうと思います。

それと小委員会から人権理事会に上がりましたと先生の説明にありましたが、これは高いテーブルに上がったというふうに考えてよろしいですか。

**\* 常本委員**

おっしゃる通りです。これは一番下、人権小委員会、人権委員会、そして経済社会理事会というふうに組織的に上下関係がありますので、下からだんだん積み上がって上まできて、そして総会まで後一歩というところまで来たけれども残念ながらそこで今足踏みをしているということです。

それはやっぱり反対する本音というのは土地の所有権でしょうか。

**\* 常本委員**

幾つかあるのですが一番大きな問題は、いわば自決権の問題が先ず一つです。自決権というのは伝統的な国際法上の考え方からいうと分離独立まで認める権利になりますから、国の側にしてみれば自分たちの領土の中にいる民族が、自分の領土と思っている所に居る中にいる民族が分離独立して出ていってしまうというのは国の領土が減ってしまうことになるわけですし、これはやはり困るというのは一貫して主張しているところですし、あとそれからそもそも権利というものは、これは個人しか持てないものであって一つのグループとか集団が権利を持つというのは少なくとも西欧的な法の考え方からいうと馴染まないという問題もありますし、それからもちろん土地の問題もあります。土地に対する権利を認めるとそれを返還しなくてはいけないのかと、でも返還しろといったって現にそこには人がいっぱい住んでいるのではないかと返還しろといっても無理だという問題もありますし、いろんな問題がありますが、今申し上げた3つ位は代表的なものだと思います。

### \*辻井委員長

他にいかがでしょうか。なかなかこの先ほどの常本先生の国連宣言の問題についても、実際にはかなり膨大な条文もあるわけだし、これを全部読み解いてということになるとなかなか大変な事だろうと思います。それから後の今日は事例としてオーストラリアとかあるいは中国・シブソンバンナだとかあるいはマヤのグアテマラの例が3つということ。まだまだあるのだろうと思うのですが、それでこれはできるだけ事務局でも例えば私も今日別に先ほどのご質問があったニュージーランドのだいぶ前に行ったことがあるものですから、そういう資料も持ってきて、それを少し上手く要点をまとめるということをしてと思っていますけれども、まだたくさんあるのではないかと思います。それで無限にそれをたぐっていくというのもこれもまた時間的に大変な作業になりますから無理かもしれませんが、できるだけこれからも皆さんにお目通し頂くようにしたいと思っています。そういうのも含めて、またお考え頂いて、それを次の検討会にするのか、あるいは全く別にそういう場を考えるか、これも考えなくてはいけないということになります。我々の時間もそう無限にあるわけではありませんから、何か実際に目標とするのは先ほど　　さんもおっしゃったように精神文化をどういう形で表すのか、あるいは逆に言いますと、表さないというのは形としてではなくて何か別の表現手法もあるのかというようなことも考えなくてはいけないのではないかと思います。

それで、まとめるつもりではありませんけれども結局私たちが精神文化の場合、どういうふうに考えるかというのは、一つは誰の為に保全するのかということ、これはもうアイヌ民族の為にというのは分かり切っていますけれども、例えばその中でも個人とか、私共も今までかなり勉強させて頂いたのですけれども個人的な例えばカムイノミあるいはチノミシリの場というのがあるということも伺ったし、個人の問題もあるし、それからある集落の人々によるという聖地ということになります。それから平取というちょっと広い範囲でということもありますし、もっと広くはアイヌ民族全体、共通のということはある得ないのかもしれませんが、かなり広い範囲で考えるということも必要になる。つまり誰の為にこの場合は、平取の場合に私たちが考えなくてはいけないのは、誰の為に保全をするのかというのが一つ問題ではないのかと思うのです。

それから2番目には保全の目的というのは一体何だろうと、しかし、これはかなりはっきりしてきているのではないかと私は思いますけれども、アイヌの人々の信仰それから自然に対する思いというようなことが、これが保全の問題。それをどうやって保全するのかというそれが目的だろうと思います。

それからもう一つは、目的の一つに、これは前から私が申し上げていることなのですが、アイヌ以外の人々にアイヌの精神文化を伝えるということが必要なのではないかと。要するに分らないわけです、それをどうやって伝えるのかという、伝えなくてはいけないのではないだろうかというのが、これは私の考えですけれどもそういうのも必要、目的と考えて良いのではないだろうか、これはもっと難しいわけです。どういう形にするのかという説明のやり方を考えなくてはいけないのかということ非常に難しいと思います。

それから3番目なのですが、保全の手法をどうするかということになります。これは私の考えとして4つありまして、いわゆるお祈りをする祈りの保全対象を保存するという、これは手法としてですけれどもどういうふうにするのかということも考えなくてはいけない、それから祈りの場所の問題があります、設定、それからここから先が難しいのですが、精神文化の場所であるということを経験で示すということ、これをどうやって示したら良いのだろうかということがあろうと思うのです。それを私は必ずしも形ある物とばかりにしなくても良いのかもしれないと、この場所だというこ

とが分かればいいので、そこに例えば石で何か石柱みたいなものを建てるかどうかということは、かえってそれはおかしいことになるかもしれないですね。そういうことも考えなくてはいけないというふうに思います。

それから今日の資料の例で言いますと、さっきウルルのいわゆるエアーズロックの話が出ましたけれども、これもここにも書いてありますが原則的あるいは原則的に立ち入り禁止というのは基本原則なので通常はどれも今までの情報ではそこまで観光客今でも行けるということです。それである一定の期間とかある一定の日には、そこで何かやる時には例えばそこには観光客なんかは入ってはいけないと、立ち入り禁止するというやり方をとっているという話です。それを手本にするという意味ではないのですけれども、そういう方法もとっているところもあるというのは、私達も一つの例として頭に入れておいても良いのではないかとこのように思います。

こんなことを今日お話を聞いたり、それから資料を見たりして考えてきたことなのですが、この先、先ほど申しましたようにもっと情報、データというのが集まって来るとは思いますけれども、それで皆さんにお示しして、また考えて頂くということにしたいとこのように思います。

まだちょっと時間がありますが、付け加えてご質問なりご意見なりありましたら承ります。どうぞ。

私先ほど、付け替え道路が何月から始まるのですかという質問をしたのですが19年度中という形になりました。それで実際に関連ではあるけれども工事は始まるわけですね。それで今一度、中間報告書、総括報告書にもアイヌ文化の失われるものに対する代償それから維持できるものは維持とそういうことは全部謳っているのです。具体的なものはまだ何も出ていません。でも工事が始まるということはその具体的なものが無いのに始まるということにもなると思います。ですから付け替え道路をやるのであれば、きちんとかいこうことをやるには今一度、失われるものに対する補償、代償それから維持できるものは維持するという形の皆さんの共通の認識とあるいは失われる付け替え道路から出る木なり材料なりを使ってアイヌ文化の工芸品であるのか何であるかを作るというそういう方向性は是非示して、着工までに私達支部でも色々な意見を聞いてとりまとめをしたいと思っております。そのことは絶対に検討して頂きたいと思っております。これは他の地域からも、もの凄い注目を集める事業だと思っております。ですからこの次、是非、今日はここでそういうことは絶対、失われるものに対する保証、補償と言いますか、言葉が上手く言えませんが、それから大事なものはできるだけ損害を与えない、そういう意見の確認、それから着工するのであれば、その時点でできることから手を付けていくのだと、それが今後のずっと事業に対する代償という形になると思います。

#### **\* 辻井委員長**

それは調査班がまさにそういったことをやっていますから。並行して落ちのないようにということになるだろうと思いますけれども。

調査班の予算とは別に私は。

#### **\* 辻井委員長**

重要なものがあるかどうかということは調査班が今やっているわけですから、それに基づいてということになるだろうと思います。他にいかがでしょう。

特にございませんか。常本先生どうぞ。

#### \* 常本委員

先ほど辻井先生からご質問頂いたところがそのまま宿題になっておりましたけれども、基本的には環境的サービス等に対する支払いをどちらがするのかというのは先ほど私が申し上げたように開発する側がするというのでございますけれども、それについて資料3 - 2で述べているのが46番という項目でございますので、46番という項目をご覧いただければと思います。

#### \* 辻井委員長

ありがとうございました。それではもしご質問ご意見無ければ今日のところはこれで閉じようと思います。どうぞ。

さっき　さんが言ったのとダブルかもしれないですけども、要するにこの検討委員の方できっちりとした形がでなくても作業道路はやるということで、そういう方針なのですか。

#### \* 事務局

先ほど　委員の方からご意見がございまして、私共としては先の委員会の中で委員会としてまとめた項目と、それからウタリ協会平取支部として出されたものと2種類の提案がされているというふうに認識しております。それで我々としては工事、平成19年度から付け替え道路ということで予定をしております、その前に　委員が言われたように事前に、完全にこれからお互いの協議、どういう場所になるかそれは別としまして進めていって大枠合意ができるような方法で進めていきたいというふうに考えております。

それで、先の調査委員会ですらまとめた、いわゆる8項目というのもございますし、それについても今のところ平成19年というふうに考えておりますけれども、できれば本体とか付け替え工事というところで、その前に保全対策というものを確立したいと思っておりますけれども、これについては道路という性格もありますけれども、大枠の、一つひとつの細かなメニューというところまではいかないかもしれないけれども、大枠の方針というのは固めていきたいというふうに考えております。

要するにきっちりとした形というのか、今やっているものが形になる前に始まってしまうということもあり得るということなんですか。

#### \* 事務局

そこは影響がどの辺まで及ぶかということも考えながら保全対策を考えていかなくてははいけない。例えばダム本体だとか、工用道路ちょっと場所も違いますので、場所を考えて進めていきたいというふうに考えますけれども。

たまたま道路工事が始まったりして何の計画も無しにやって、そこから出る木だとかいろいろなものが全て廃棄処分になってしまうというようなことは我々はしたくない。例えその中の有効利用できる木でも何でも良い、その中の何点かでも要するにここから出たもので作ったアイヌ文化の作品、あるいは

何らかでありますよという形のをこれから検討して提言をしていきたいと思っております。それを踏まえて協力をお願いします。

**\*辻井委員長**

それは良いのではないですか。他によろしいでしょうか。それでは本日の用意した議案はこれで終了ということになりますので、事務局にお返しするということにいたします。

**6.閉 会**

**\*事務局**

辻井座長ありがとうございました。事務局としましても本日の議論を踏まえて第3回の検討会の開催に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

最後ですけれども次回、第3回の検討会の日程につきましては辻井座長のご都合等を考えまして3月の中旬を目途に考えております。後日詳細が決定しましたら皆様にお知らせしますのでご協力よろしくお願いたします。それではこれもちまして第2回検討会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。